

川越市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則（案）について

【概要】

平成 22 年 12 月

保健医療部医療助成課

1 趣旨

後期高齢者医療制度における本市の事務については、川越市後期高齢者医療に関する規則で必要な事項を定めております。今般、保険料の徴収等に係る必要な身分証明書の様式を新たに定めようとするものです。

2 主な内容（改正案）

川越市後期高齢者医療に関する規則に新たに第 4 条を追加するとともに、別添のとおり、様式第 13 号を追加するものです。

（後期高齢者医療保険料徴収職員証の携帯等）

第 4 条 保険料の滞納処分のための質問、検査若しくは捜索又は保険料の滞納処分について市長の委任を受けた職員は、当該職務を行う場合には、後期高齢者医療保険料徴収職員証（様式第 13 号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行しようとするものです。